# 梨県公

第千五百四十六号

平成十七年

月

曜

のように改正する。

二月十四日

#### 目 次

### 示

準の一部改正 ついて規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音に 兰

及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定 兰

騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正.....

開発行為に関する工事の完了について (二件)..... 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (四件)..... 平成十六年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者 六五 六四

### 告 示

## 山梨県告示第五十八号

制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準 (昭和五十二年山 梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 本

一中「笛吹市」の下に「、上野原市」を加え、「、秋山村」を削り、「、

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域

山梨県告示第五十九号

彦

町及び上野原町」を「及び富士河口湖町」に改める。 富士河口湖

別添図面中秋山村及び上野原町に係る部分を次の図のように改める

を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

日 工場等において発生する振動の規制基準 (昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

平成十七年二月十四日

一中「笛吹市」の下に「、上野原市」 を加え、「、秋山村」を削り、「、 富士河口湖

町及び上野原町」を「及び富士河口湖町」に改める。 別添図面中秋山村及び上野原町に係る部分を次の図のように改める。

を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域

### 山梨県告示第六十号

部を次のように改正する。 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準 (平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の

平成十七年二月十四日

六三

兰

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

でを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。 別表中第三十四号を削り、第三十三号を第三十四号とし、 第十一号から第三十二号ま

上野原市

C 域	B 区 域	A 区 域	区域の区分
上野原の一部	大野、桑久保、野田尻、鶴川、上野原及びコモアしおつの一部	方津、大椚、大曽根、鶴川、鶴島、上野原及びコモアしおつの一部新田の全部並びに犬目、大野、桑久保、野田尻、八ッ沢、松留、四	規制地域

別添図面中上野原町に係る部分を次の図のように改める

を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域

### 山梨県告示第六十一号

を次のように改正する。 騒音に係る環境基準の類型の当てはめ (平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部

Щ

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 栄

令 (昭和四十四年政令第百五十八号) 第三条第六号に掲げる特別業務地区」を「特別用 特別工業地区及び特別業務地区」に改める。 及び都市計画法施行令第三条第六号に掲げる特別業務地区」を「特別用途地区のうち、 途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区」に改め、同表Cの項中「特別工業地区 原町」を「及び田富町」に改め、本則の表Bの項中「特別工業地区及び都市計画法施行 本則の表以外の部分中「笛吹市」の下に「、上野原市」を加え、「、田富町及び上野

### 公 告

平成十六年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者

により実施した平成十六年度山梨県林業改良指導員資格試験の合格者は、 山梨県林業改良指導員資格試験条例(昭和六十年山梨県条例第十九号)第二条の規定 次のとおりで

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

江原三恵 加戸恵理世 藤森直美

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

処分をした年月日 平成十七年一月十一日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 一之瀬工務店

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺千二百二十四番地五十六

代表者の氏名 一之瀬英雄

許可番号 山梨県知事許可(般 | | | 第| 二七六号

兀 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十六年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十七年一月十 日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 吉元建築

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見千七百二十八番地二

3 代表者の氏名 吉元征次

許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三七七九号

Ξ 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五

旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十七年一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十七年二月十四日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

処分をした年月日 平成十七年一月十七日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 金井建築

甲府市小瀬町三百五十四番地

2 主たる営業所の所在地 代表者の氏名

3

許可番号 山梨県知事許可(般 金井英雄 一四)第八五四四号

五 四 Ξ 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十七年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十七年二月十四日

#### 山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十七年一月十七日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社千束工業

2 主たる営業所の所在地(甲府市上町千二百五十一番地一

代表者の氏名 松山千秋

許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六三二号

事業及び内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十七年一月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

開発行為に関する工事の完了について

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

部、三六〇九の二、三六一〇の一、三六一〇の二、三六一〇の三、三六一〇の四、三 、三六〇五、三六〇六、三六〇七、三六〇八の一、三六〇八の二、三六〇九の一の一 びに字貒穴上尾根三六〇二の一部、三六〇三の一部、三六〇三の二の一部、三六〇四 五八三の一の一部、三五八三の二の一部、三五八三の三の一部及び三五八六の一部並 大鹿窪四五三〇の三、四五四〇の二、四五四一の二及び四五四一の三の一部の区域 六二一の二の一部、三六二二の一の一部及び三六二三の一部並びに南都留郡鳴沢村字 南都留郡富士河口湖町勝山字貒穴下尾根三五七九の一部、三五八二の一の一部、三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

牧野二郎 東京都目黒区中根二丁目三番十九号の株式会社牧野フライス製作所 取締役社長

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十七年二月十四日

Щ

梨

県 公 報

第千五百四十六号

平成十七年二月十四日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十五番二号 株式会社フジタ企画販売事業部 事業

部長 鈴木亨

上野原市ハッ沢字花柄二一九三番の一、二一九三番の二六六の区域

発行者	山梨
山梨	県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千五百四十六号
丁目六番一号	平成十七年二月十四日
印刷所 (株)	<u></u> 田
㈱サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	
	六六